

江戸川区都市防災不燃化促進助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な地震等に伴い発生する火災の延焼を防ぐ延焼遮断帯を形成し、避難路の安全性を確保するため、不燃化促進区域内において耐火建築物等を建築する者に対し、江戸川区都市防災不燃化促進助成金として、その費用の一部を助成することにより、建築物の不燃化を促進し、もって地域の防災性の向上に資することを目的とする。

(通則)

第2条 江戸川区都市防災不燃化促進助成金（以下「助成金」という。）の交付については、江戸川区補助金等交付規則（昭和42年3月江戸川区規則第3号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不燃化促進区域 大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の安全を確保するため、避難地の区域又は避難地、避難路若しくは延焼遮断帯の周辺の区域で、耐火建築物等の建築の促進を図る必要があると区長が認めて指定した区域をいう。
- (2) 耐火建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第9号の2に規定する耐火建築物（附属建築物を除く。以下同じ。）及び法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（附属建築物を除く。以下同じ。）をいう。
- (3) 建築 建築物を新築し、又は改築することをいう。
- (4) 建築主 法第2条第16号に規定するものをいう。ただし、次表の左欄に掲げる建築方式により建築する場合は、当該建築方式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者を建築主とする。

建築方式	建築主
建築の施工者が、敷地の権利者から依頼を受けて建築物を建築し、当該建築物の完成後、当該依頼者にこれを譲渡する旨の契約を建築工事の着手前に締結して建築する場合	敷地の権利者
建築の施工者と敷地の権利者が、敷地と建築される建築物の床とをそれぞれの権利価格に基づいて交換する旨の契約を建築工事の着手前に締結して建築する場合	従前の敷地の権利者

- (5) 重点供給地域 住生活基本法（平成18年法律第61号）附則第8条の規定による改正前の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第3条の3第2項第4号により平成17年度末までに供給計画に定められた住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域に係る地区をいう。
- (6) 共同建築 権利者の異なる複数の敷地を共同利用して、当該権利者である複数の建築主が共同で一棟の建築物を建築する場合をいう。
- (7) 協調建築 建築協定、地区計画等に基づき、隣接する複数の敷地において、一体性に配慮した設計に基づいて、各個の敷地で建築物を建築する場合をいう。

(不燃化促進区域の指定)

第4条 不燃化促進区域は、区長が期間を定めて別に指定するものとする。

2 区長は、不燃化促進区域を指定又は変更した場合は、その旨を告示するものとする。

(助成対象者)

第5条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる建築主とする。

- (1) 個人
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める者

(助成対象建築物)

第6条 この要綱により助成金の対象となる建築物は、第4条第1項の規定により区長が別に指定する不燃化促進区域内及び期間内に、法及び関係法令等及び区長が別に定める地区整備指針及び江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成十七年十二月江戸川区条例第五十九号）に適合し、階数（地階を除く。以下同じ。）が2以上で、かつ、高さが7メートル以上の耐火建築物又は準耐火建築物とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物は除く。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が販売のために建築する建築物
 - (2) 仮設建築物及び高架の工作物内に設ける建築物
 - (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設の区域内の建築物（建築物の一部が都市計画施設の区域内にかかる場合は、当該区域内にかかる部分に限る。）
- 2 不燃化促進区域の内外にわたる建築物を建築する場合は、建築物は全て不燃化促進区域内にあるものとみなし、助成の対象とする。
- 3 国、地方公共団体等から建築物に関し補償金、補助金等の交付を受けている場合は、当該補償金、補助金等とこの要綱による助成金の内容が重複しない限りにおいて助成の対象とすることができる。

(助成金の種類及び額)

第7条 助成金の種類及び額は次の各号のとおりとする。

- (1) 一般建築助成費
単独で建築する建築主（第2号から第5号までの対象となる者を除く。）に対する助成金の額は、耐火建築物にあつては別表第1-1、準耐火建築物にあつては別表第1-2のとおりとする。200平方メートル未満の敷地に、従前の権利者が数人共同で建築する場合の各建築主についても同様とする。
 - (2) 大都市地域住宅供給型一般建築助成費
重点供給地域内で、敷地面積によらず次に掲げる要件に該当する建築物の建築主（第3号から第5号までの対象となる者を除く。）に対する助成金の額は、耐火建築物にあつては別表第2-1、準耐火建築物にあつては別表第2-2のとおりとする。
ア 延べ床面積の3分の2以上が住宅の用に供されるものであること。
イ 自己使用部分を除く住宅が8戸以上あること。
 - (3) 共同建築助成費
200平方メートル以上の敷地に、従前の権利者が数人共同で建築する場合の各建築主（第4号又は第5号の対象となる者を除く。）に対する助成金の額は、耐火建築物にあつては別表第3-1、準耐火建築物にあつては別表第3-2のとおりとする。
 - (4) 大都市地域住宅供給型共同建築助成費
重点供給地域内で、第3号又は第5号に該当する建築物のうち、次に掲げる要件に該当する建築物の建築主に対する助成金の額は、耐火建築物にあつては別表第4-1、準耐火建築物にあつては別表第4-2のとおりとする。
ア 延べ床面積の3分の2以上が住宅の用に供されるものであること。
イ 自己使用部分を除く住宅が4戸以上あること。
 - (5) 協調建築助成費
建築主が異なる複数の敷地で構成される合計面積200平方メートル以上の一団の土地に、あらかじめ各建築主の協議のもとに作成された一体性のある建築設計に基づき、各建築主が建築する協調建築物の各建築主に対する助成金の額は、耐火建築物にあつては別表第3-1、準耐火建築物にあつては別表第3-2のとおりとする。
- 2 建築物の建築に関し、別表第5に掲げる助成費について同表に規定する要件に該当する場合は、前項の建築助成費に加えて助成することができる。

(助成対象の承認申請等)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、法第6条第1項の規定に基づく確認を受けた後速やかに、第1号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成対象承認申請書に係る書類を添えて区

長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、助成対象になると認められた場合は、第2号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成対象承認通知書により当該申請者に通知する。
- 3 前項の審査に当たっては、助成対象について現場調査を行い、助成要件に適合するか否かについて確認するものとする。

(着工報告)

第9条 助成対象承認通知書を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、建築工事に着工したときは、第3号様式による建築工事着工報告書を区長に提出しなければならない。

(変更、取下げ)

第10条 助成対象者は、第8条第2項の規定により承認通知を受けた当該建築物の承認内容を変更しようとする場合は、第4号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成変更承認申請書に関係書類を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更を認めた場合は、第5号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成変更承認通知書により当該申請者に通知する。
- 3 前項の規定にかかわらず、区長は助成金額の変更が伴わない軽微な変更について、前項の通知を省略することができる。
- 4 助成対象者は、当該建築工事を中止し、又は取りやめたときは、第6号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成取下げ等届書を区長に提出しなければならない。
- 5 助成対象者は、当該建築主を変更しようとする場合は、その工事完了前に第7号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成建築主変更承認申請書建を区長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 区長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、建築主の変更を認めた場合は、第8号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成建築主変更承認通知書により当該申請者に通知する。

(中間検査等)

第11条 助成対象者は、第9号様式による中間検査申請書に関係書類を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、第10号様式による中間検査完了通知書により当該申請者に通知する。
- 3 前項の審査に当たっては、中間検査を実施し、助成要件に適合するか否かについて確認するものとする。

(工事の完了報告及び助成金交付申請)

第12条 助成対象者は、当該建築工事が完了したときは、第11号様式による建築工事完了報告書兼完了検査申請書に関係書類を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、第12号様式による完了検査完了通知書により当該申請者に通知する。
- 3 前項の審査に当たっては、完了検査を実施し、助成要件に適合するか否かについて確認するものとする。
- 4 第2項の通知書を受けた者は、速やかに第13号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成金交付申請書に関係書類を添えて区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第13条 区長は、助成金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、当該建築物の検査を行い、助成金の交付の可否及びその額を決定する。

- 2 区長は、前項により助成金を交付することを決定したときは、第14号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成金交付決定通知書により当該申請者に通知する。

(助成金の交付請求書及び交付)

第14条 助成金の交付決定を受けた者は、速やかに第15号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成金交付請求書を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求書が提出されたときは、当該申請者に助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第15条 区長は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 法及びその他の関係法令に違反した場合
- (2) 偽りの申請その他不正な手段で助成金の交付を受けた場合
- (3) 前2号のほか、この要綱に違反した場合

2 区長は、前項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消したときは、第16号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成金交付決定取消通知書により、当該交付決定を受けた者に通知する。

3 区長は、前項の場合において、当該建築主に対し期限を定めて既に交付した助成金の返還を命ずるものとする。

(指導、助言等)

第16条 区長は、必要と認めるときは、建築主に対して、当該建築物の防災上の指導、助言等を行うことができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

付 則

(施行月日)

1 この要綱は平成27年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第1項の規定による不燃化促進区域の指定があった場合において、当該指定の日現在、既に建築確認（建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認をいう。以下「建築確認」という。）を受けている建築物であって、当該建築物が完成していないもの又は建築確認を申請中であるものについては、改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、助成対象承認申請書を提出することができる。

別表第1-1 (第7条関係)
一般建築助成費 (耐火建築物)

助成対象床面積		金額	助成対象床面積		金額	助成対象床面積		金額
m ² 以上	m ² 未満	千円	m ² 以上	m ² 未満	千円	m ² 以上	m ² 未満	千円
	～ 5	0	120	～ 130	2,364	380	～ 400	5,466
5	～ 10	98	130	～ 140	2,561	400	～ 420	5,663
10	～ 15	197	140	～ 150	2,758	420	～ 440	5,860
15	～ 20	295	150	～ 160	2,955	440	～ 460	6,057
20	～ 25	394	160	～ 170	3,152	460	～ 480	6,254
25	～ 30	492	170	～ 175	3,349	480	～ 500	6,451
30	～ 35	591	175	～ 180	3,447	500	～ 550	6,648
35	～ 40	689	180	～ 200	3,496	550	～ 600	6,944
40	～ 45	788	200	～ 220	3,693	600	～ 650	7,239
45	～ 50	886	220	～ 240	3,890	650	～ 700	7,535
50	～ 60	985	240	～ 260	4,087	700	～ 750	7,830
60	～ 70	1,182	260	～ 280	4,284	750	～ 800	8,126
70	～ 80	1,379	280	～ 300	4,481	800	～ 850	8,421
80	～ 90	1,576	300	～ 320	4,678	850	～ 900	8,717
90	～ 100	1,773	320	～ 340	4,875	900	～ 950	9,012
100	～ 110	1,970	340	～ 360	5,072	950	～ 1,000	9,308
110	～ 120	2,167	360	～ 380	5,269	1,000	～	9,603

- (注) 1 助成対象床面積とは、地上1階から地上3階までの床面積の合計をいう。
 2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積の割合に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第1-2 (第7条関係)
一般建築助成費 (準耐火建築物)

助成対象床面積		金額	助成対象床面積		金額	助成対象床面積		金額
m ² 以上	m ² 未満	千円	m ² 以上	m ² 未満	千円	m ² 以上	m ² 未満	千円
	～ 5	0	120	～ 130	1,812	380	～ 400	4,190
5	～ 10	75	130	～ 140	1,963	400	～ 420	4,341
10	～ 15	151	140	～ 150	2,114	420	～ 440	4,492
15	～ 20	226	150	～ 160	2,265	440	～ 460	4,643
20	～ 25	302	160	～ 170	2,416	460	～ 480	4,794
25	～ 30	377	170	～ 175	2,567	480	～ 500	4,945
30	～ 35	453	175	～ 180	2,642	500	～ 550	5,096
35	～ 40	528	180	～ 200	2,680	550	～ 600	5,322
40	～ 45	604	200	～ 220	2,831	600	～ 650	5,549
45	～ 50	679	220	～ 240	2,982	650	～ 700	5,775
50	～ 60	755	240	～ 260	3,133	700	～ 750	6,002
60	～ 70	906	260	～ 280	3,284	750	～ 800	6,228
70	～ 80	1,057	280	～ 300	3,435	800	～ 850	6,455
80	～ 90	1,208	300	～ 320	3,586	850	～ 900	6,681
90	～ 100	1,359	320	～ 340	3,737	900	～ 950	6,908
100	～ 110	1,510	340	～ 360	3,888	950	～ 1,000	7,134
110	～ 120	1,661	360	～ 380	4,039	1,000	～	7,361

- (注) 1 助成対象床面積とは、地上1階から地上3階までの床面積の合計をいう。

- 2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積の割合に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第2-1（第7条関係）

大都市地域住宅供給型一般建築助成費（耐火建築物）

助成対象床面積		金額	助成対象床面積		金額	助成対象床面積		金額
m ² 以上	m ² 未満	千円	m ² 以上	m ² 未満	千円	m ² 以上	m ² 未満	千円
	～ 5	0	120	～ 130	2,364	380	～ 400	6,139
	5 ～ 10	98	130	～ 140	2,561	400	～ 420	6,402
	10 ～ 15	197	140	～ 150	2,758	420	～ 440	6,665
	15 ～ 20	295	150	～ 160	2,955	440	～ 460	6,927
	20 ～ 25	394	160	～ 170	3,152	460	～ 480	7,190
	25 ～ 30	492	170	～ 175	3,349	480	～ 500	7,453
	30 ～ 35	591	175	～ 180	3,447	500	～ 550	7,715
	35 ～ 40	689	180	～ 200	3,513	550	～ 600	8,011
	40 ～ 45	788	200	～ 220	3,775	600	～ 650	8,306
	45 ～ 50	886	220	～ 240	4,038	650	～ 700	8,602
	50 ～ 60	985	240	～ 260	4,301	700	～ 750	8,897
	60 ～ 70	1,182	260	～ 280	4,563	750	～ 800	9,193
	70 ～ 80	1,379	280	～ 300	4,826	800	～ 850	9,488
	80 ～ 90	1,576	300	～ 320	5,089	850	～ 900	9,784
	90 ～ 100	1,773	320	～ 340	5,351	900	～ 950	10,079
	100 ～ 110	1,970	340	～ 360	5,614	950	～ 1,000	10,375
	110 ～ 120	2,167	360	～ 380	5,877	1,000	～	10,670

(注) 1 助成対象床面積とは、地上1階から地上3階までの床面積の合計をいう。

- 2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積の割合に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第2-2（第7条関係）

大都市地域住宅供給型一般建築助成費（準耐火建築物）

助成対象床面積		金額	助成対象床面積		金額	助成対象床面積		金額
m ² 以上	m ² 未満	千円	m ² 以上	m ² 未満	千円	m ² 以上	m ² 未満	千円
	～ 5	0	120	～ 130	1,812	380	～ 400	4,706
	5 ～ 10	75	130	～ 140	1,963	400	～ 420	4,907
	10 ～ 15	151	140	～ 150	2,114	420	～ 440	5,108
	15 ～ 20	226	150	～ 160	2,265	440	～ 460	5,310
	20 ～ 25	302	160	～ 170	2,416	460	～ 480	5,511
	25 ～ 30	377	170	～ 175	2,567	480	～ 500	5,712
	30 ～ 35	453	175	～ 180	2,642	500	～ 550	5,914
	35 ～ 40	528	180	～ 200	2,692	550	～ 600	6,140
	40 ～ 45	604	200	～ 220	2,894	600	～ 650	6,367
	45 ～ 50	679	220	～ 240	3,095	650	～ 700	6,593
	50 ～ 60	755	240	～ 260	3,296	700	～ 750	6,820
	60 ～ 70	906	260	～ 280	3,498	750	～ 800	7,046
	70 ～ 80	1,057	280	～ 300	3,699	800	～ 850	7,273
	80 ～ 90	1,208	300	～ 320	3,900	850	～ 900	7,499
	90 ～ 100	1,359	320	～ 340	4,102	900	～ 950	7,726
	100 ～ 110	1,510	340	～ 360	4,303	950	～ 1,000	7,952
	110 ～ 120	1,661	360	～ 380	4,504	1,000	～	8,179

(注) 1 助成対象床面積とは、地上1階から地上3階までの床面積の合計をいう。

- 2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積の割合に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第3-1（第7条関係）

共同建築助成費及び協調建築助成費（耐火建築物）

助成対象床面積		金額	助成対象床面積		金額	助成対象床面積		金額
m ² 以上	m ² 未満	千円	m ² 以上	m ² 未満	千円	m ² 以上	m ² 未満	千円
	～ 5	0	120	～ 130	3,144	380	～ 400	7,270
5	～ 10	131	130	～ 140	3,406	400	～ 420	7,532
10	～ 15	262	140	～ 150	3,668	420	～ 440	7,794
15	～ 20	393	150	～ 160	3,930	440	～ 460	8,056
20	～ 25	524	160	～ 170	4,192	460	～ 480	8,318
25	～ 30	655	170	～ 175	4,454	480	～ 500	8,580
30	～ 35	786	175	～ 180	4,585	500	～ 550	8,842
35	～ 40	917	180	～ 200	4,650	550	～ 600	9,235
40	～ 45	1,048	200	～ 220	4,912	600	～ 650	9,628
45	～ 50	1,179	220	～ 240	5,174	650	～ 700	10,021
50	～ 60	1,310	240	～ 260	5,436	700	～ 750	10,414
60	～ 70	1,572	260	～ 280	5,698	750	～ 800	10,807
70	～ 80	1,834	280	～ 300	5,960	800	～ 850	11,200
80	～ 90	2,096	300	～ 320	6,222	850	～ 900	11,593
90	～ 100	2,358	320	～ 340	6,484	900	～ 950	11,986
100	～ 110	2,620	340	～ 360	6,746	950	～ 1,000	12,379
110	～ 120	2,882	360	～ 380	7,008	1,000	～	12,772

(注) 1 助成対象床面積とは、地上1階から地上3階までの床面積の合計をいう。

- 2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積の割合に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第3-2（第7条関係）

共同建築助成費及び協調建築助成費（準耐火建築物）

助成対象床面積		金額	助成対象床面積		金額	助成対象床面積		金額
m ² 以上	m ² 未満	千円	m ² 以上	m ² 未満	千円	m ² 以上	m ² 未満	千円
	～ 5	0	120	～ 130	2,412	380	～ 400	5,577
5	～ 10	100	130	～ 140	2,613	400	～ 420	5,778
10	～ 15	201	140	～ 150	2,814	420	～ 440	5,979
15	～ 20	301	150	～ 160	3,015	440	～ 460	6,180
20	～ 25	402	160	～ 170	3,216	460	～ 480	6,381
25	～ 30	502	170	～ 175	3,417	480	～ 500	6,582
30	～ 35	603	175	～ 180	3,517	500	～ 550	6,783
35	～ 40	703	180	～ 200	3,567	550	～ 600	7,085
40	～ 45	804	200	～ 220	3,768	600	～ 650	7,386
45	～ 50	904	220	～ 240	3,969	650	～ 700	7,688
50	～ 60	1,005	240	～ 260	4,170	700	～ 750	7,989
60	～ 70	1,206	260	～ 280	4,371	750	～ 800	8,291
70	～ 80	1,407	280	～ 300	4,572	800	～ 850	8,592
80	～ 90	1,608	300	～ 320	4,773	850	～ 900	8,894
90	～ 100	1,809	320	～ 340	4,974	900	～ 950	9,195
100	～ 110	2,010	340	～ 360	5,175	950	～ 1,000	9,497
110	～ 120	2,211	360	～ 380	5,376	1,000	～	9,798

(注) 1 助成対象床面積とは、地上1階から地上3階までの床面積の合計をいう。

- 2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積の割合に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第4-1（第7条関係）

大都市地域住宅供給型共同建築助成費（耐火建築物）

助成対象床面積		金額	助成対象床面積		金額	助成対象床面積		金額
m ² 以上	m ² 未満	千円	m ² 以上	m ² 未満	千円	m ² 以上	m ² 未満	千円
	～ 5	0	120	～ 130	3,144	380	～ 400	8,165
5	～ 10	131	130	～ 140	3,406	400	～ 420	8,515
10	～ 15	262	140	～ 150	3,668	420	～ 440	8,864
15	～ 20	393	150	～ 160	3,930	440	～ 460	9,213
20	～ 25	524	160	～ 170	4,192	460	～ 480	9,563
25	～ 30	655	170	～ 175	4,454	480	～ 500	9,912
30	～ 35	786	175	～ 180	4,585	500	～ 550	10,261
35	～ 40	917	180	～ 200	4,672	550	～ 600	10,654
40	～ 45	1,048	200	～ 220	5,021	600	～ 650	11,047
45	～ 50	1,179	220	～ 240	5,371	650	～ 700	11,440
50	～ 60	1,310	240	～ 260	5,720	700	～ 750	11,833
60	～ 70	1,572	260	～ 280	6,069	750	～ 800	12,226
70	～ 80	1,834	280	～ 300	6,419	800	～ 850	12,619
80	～ 90	2,096	300	～ 320	6,768	850	～ 900	13,012
90	～ 100	2,358	320	～ 340	7,117	900	～ 950	13,405
100	～ 110	2,620	340	～ 360	7,467	950	～ 1,000	13,798
110	～ 120	2,882	360	～ 380	7,816	1,000	～	14,191

(注) 1 助成対象床面積とは、地上1階から地上3階までの床面積の合計をいう。

- 2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積の割合に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第4-2（第7条関係）

大都市地域住宅供給型共同建築助成費（準耐火建築物）

助成対象床面積		金額	助成対象床面積		金額	助成対象床面積		金額
m ² 以上	m ² 未満	千円	m ² 以上	m ² 未満	千円	m ² 以上	m ² 未満	千円
	～ 5	0	120	～ 130	2,412	380	～ 400	6,264
5	～ 10	100	130	～ 140	2,613	400	～ 420	6,532
10	～ 15	201	140	～ 150	2,814	420	～ 440	6,800
15	～ 20	301	150	～ 160	3,015	440	～ 460	7,068
20	～ 25	402	160	～ 170	3,216	460	～ 480	7,336
25	～ 30	502	170	～ 175	3,417	480	～ 500	7,604
30	～ 35	603	175	～ 180	3,517	500	～ 550	7,872
35	～ 40	703	180	～ 200	3,584	550	～ 600	8,174
40	～ 45	804	200	～ 220	3,852	600	～ 650	8,475
45	～ 50	904	220	～ 240	4,120	650	～ 700	8,777
50	～ 60	1,005	240	～ 260	4,388	700	～ 750	9,078
60	～ 70	1,206	260	～ 280	4,656	750	～ 800	9,380
70	～ 80	1,407	280	～ 300	4,924	800	～ 850	9,681
80	～ 90	1,608	300	～ 320	5,192	850	～ 900	9,983
90	～ 100	1,809	320	～ 340	5,460	900	～ 950	10,284
100	～ 110	2,010	340	～ 360	5,728	950	～ 1,000	10,586
110	～ 120	2,211	360	～ 380	5,996	1,000	～	10,887

(注) 1 助成対象床面積とは、地上1階から地上3階までの床面積の合計をいう。

- 2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積の割合に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第5（第7条関係）

名称	内容（要件、助成対象、上限額）	助成上限額
除却助成費	1 不燃化促進区域内にある耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物及びそれに付随する工作物（以下「建築物等」という。）並びに昭和56年6月1日時点の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の適用を受けていない建築物等（以下これらを総称して「対象建築物等」という。）の解体除却工事を行う場合に要する費用並びに大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく石綿含有事前調査費、分析費、除去費及び処分費を助成対象とし、対象建築物等の延べ面積に右欄に定める単価を乗じて得た額を助成額の上限とする。	木造 21,000円/㎡ 非木造 30,000円/㎡
	2 対象建築物等のうち、木造建築物について、大気汚染防止法に基づく石綿含有事前調査費、分析費、除去費及び処分費（1により算出した助成額から解体除却工事に要する費用に相当する額を除いた額（当該金額が零を下回る場合は零とする。）を除く。）を助成対象とし、対象建築物等の延べ面積に右欄に定める単価を乗じて得た額を助成額の上限とする。	国が定める除却費単価と区が定める除却費単価（21,000円/㎡）の差額
仮住居助成費	建築助成費の対象となる建築主のうち、従前の建築物に居住し、かつ、引き続き建替後の建築物に居住する者について、仮住居に係る費用を助成対象とし、右欄に掲げる額を助成額の上限とする。	300,000円
動産移転助成費	建築助成費の対象となる建築主のうち、従前の建築物から仮住居に移転し、かつ、引き続き建替後の建築物に居住する場合に、動産移転に係る費用（保管に係る費用を含む。）を助成対象とし、右欄に掲げる額を助成額の上限とする。	180,000円
移転雑費助成費	建築助成費の対象となる建築主のうち、従前の建築物に居住し、かつ、引き続き建替後の建築物に居住する者について、次の(1)から(3)までの合計額を移転に係る費用の助成対象とし、右欄に掲げる額を助成額の上限とする。 (1) 建築確認申請手数料 (2) 工事監理費 (3) 登録免許税（登記手数料）	540,000円

（注）申請に当たっては、実費を確認できる書類（領収書等）を提出すること。

様式（別紙のとおり改める。）

付 則

（施行月日）

- この要綱は、令和4年9月16日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 改正後の別表第5の規定は、施行日以降になされる申請及び変更承認申請（以下「申請」という。）から適用し、施行日前になされた申請については、なお従前の例による。